

## ○静岡市オクシズ地域おこし条例

平成27年3月20日

### 条例第13号

「オクシズ」の呼称で親しまれ、静岡市の市域の大部分を占める中山間地域は、ユネスコエコパークに登録された南アルプスをはじめとする豊かな自然環境と人の営みが共存してきた貴重な地域です。

オクシズは、その自然環境が優良な農作物の生産の場となり、その森林や農地が国土保全、環境保全、水源かん養など多面的な公益的機能を有し、人々の心身を癒す温泉、地域の祭事、伝統工芸、在来作物など、多くの市民に愛される魅力にあふれる等、博物館とも言うべき多様な地域資源の宝庫となっており、これをまるごと後世に引き継ぐ価値を持つものです。

しかしながら、オクシズでは、農林業の低迷などにより、市街地への人口の流出が進み、急激な高齢化が進展する中で、後継者、地域の担い手の不足から地域社会の存続が危ぶまれる集落が増加するという課題を抱え、貴重な地域資源の宝庫としてのオクシズの価値が失われるおそれが生じています。

このようなオクシズが抱える課題は、地域住民だけの問題にとどまらず、オクシズから様々な恩恵を享受してきた全ての市民にとって重要な課題であり、また、市街地に先行して人口減少及び高齢化が進むオクシズへの対応は、将来市が抱える課題への対応の試金石とも言えます。

このようなことを踏まえ、市民、事業者及び市が、オクシズの価値を再認識し、一体となってこれを後世に引き継ぐための共通の認識を育むとともに、オクシズを活性化する地域おこしの理念をもって、自然環境を保全しつつ、オクシズを振興し、もって地域社会の継続的な発展に資するため、ここにこの条例を制定します。

#### (目的)

第1条 この条例は、オクシズの振興について、基本理念を定め、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、オクシズの振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで持続可能な地域社会の実現を図るとともに、貴重な地域資源の宝庫であるオクシズを次の世代に継承することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) オクシズ 市の山間地及びその周辺の地域のうち、この条例に基づく施策の対象とする必要がある地域として、市長が定めるものをいう。

(2) 地域住民 オクシズに居住し、通学し、又は通勤する者をいう。

(3) 地域資源 オクシズを構成する南アルプスをはじめとした雄大な自然環境、特産物、地域の祭事、工芸品等の伝統文化等のオクシズの特有の資源として活用できるものをいう。

(基本理念)

第3条 オクシズの振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(1) オクシズの森林及び農地の有する公益的機能並びに地域資源による恩恵を市民が等しく受けていることを認識し、その重要性を理解し、自然と地域社会との調和を図りつつ、オクシズの継続的な発展を目指さなければならないこと。

(2) オクシズの継続的な発展のため、地域住民を主体として、自立的に集落が活性化されなければならないこと。

(3) オクシズに地域住民が暮らし続けることができ、地域住民が増加する環境が整備されなければならないこと。

(4) オクシズの森林及び農地の有する公益的機能が維持されなければならないこと。

(5) オクシズの地域資源が次の世代に継承できるように適切に活用され、及び保全されなければならないこと。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自らオクシズへの関心及び理解を深め、オクシズの自然環境の保全を心掛けるとともに、市が実施するオクシズの振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動の実施に当たっては、オクシズの豊かな環境が保全されるよう必要な措置を講ずるとともに、市が実施するオクシズの振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、オクシズの振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(オクシズ地域おこし計画)

第7条 市長は、オクシズの振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、オクシズの振興に関する基本的な計画として静岡市オクシズ地域おこし計画を策定するものとする。

2 静岡市オクシズ地域おこし計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) オクシズの振興に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) オクシズの振興のために、市民、事業者及び市のそれぞれが配慮すべき事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、オクシズの振興に関し必要な事項

3 市長は、静岡市オクシズ地域おこし計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市民及び事業者の意見を聴かなければならない。

(啓発及び学習の促進)

第8条 市は、市民がオクシズへの関心及び理解を深め、その振興に関する活動を行う意欲を増進させるため、市の施設及び市の主催する行事その他の市の行う諸活動において、オクシズに関する啓発を行うとともに、オクシズに関する学習の促進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進等)

第9条 市は、オクシズの振興に関する市民の自発的な活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、事業者が自らの事業活動から生ずる環境への負荷を低減させ、オクシズの豊かな環境を保全するための自発的な取組を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(公益的機能の維持)

第10条 市は、オクシズの森林及び農地の有する公益的機能を維持するため、森林、農地、河川等の保全及びその適正な管理に関し、それに用いる林道の管理をはじめとする必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(交流機会の拡大)

第11条 市は、その施策の実施に当たり、地域住民が他と交流する機会を拡大するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(広報等)

第12条 市は、オクシズの振興のため、その価値を世界的に認められた南アルプスをはじめとする地域資源について、積極的に広報活動を行うものとする。

2 市は、オクシズの呼称を、地域資源の価値を表すものとして効果的に活用し、その普及に努めるものとする。

(持続可能な地域社会づくりの推進)

第13条 市は、オクシズの持続可能な地域社会づくりを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(生活環境の維持向上)

第14条 市は、地域住民の生活環境の維持向上のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域経済の活性化)

第15条 市は、オクシズの地域経済を活性化させるため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境保全施策との整合)

第16条 市は、オクシズの振興に関する施策の実施に当たっては、静岡市環境基本条例（平成16年静岡市条例第34号）に基づく環境基本計画、市が別に定める南アルプスユネスコエコパーク（国際連合教育科学文化機関が実施する生物圏保存地域として登録された南アルプスの地域をいう。）の管理運営に関する計画等との整合を図るものとする。

(国等との連携)

第17条 市は、南アルプスの活用等の広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国、静岡県、他の地方公共団体その他関係団体と連携するよう努めるものとする。

(財源の確保)

第18条 市は、オクシズの振興に関する施策の円滑な推進のために必要な財源の確保に努めるものとする。

(公表)

第19条 市長は、毎年度、オクシズの振興に関する施策の実施状況等について公表しなければならない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。